

日本消化器画像診断情報研究会 2025年度 事業報告

1. 執行部会議（通年；毎月第2火曜日 19時30分～ web）

- 01月14日・・・執行部会議開催：参加者 12名
委員会報告（学術・会誌・web管理）
総会準備報告
- 02月04日・・・執行部会議開催：参加者 13名
委員会報告（学術・会誌・web管理）
総会準備報告
- 03月11日・・・執行部会議開催：参加者 10名
委員会報告（学術・会誌・web管理）
学術大会進捗報告
- 04月08日・・・執行部会議開催：参加者 10名
委員会報告（学術・会誌・web管理）
学術大会進捗報告
- 05月13日・・・執行部会議開催：参加者 13名
委員会報告（学術・会誌・web管理）
学術大会進捗報告
- 06月10日・・・執行部会議開催：参加者 13名
委員会報告（学術・会誌・web管理）
学術大会進捗報告
- 07月08日・・・執行部会議開催：参加者 13名
委員会報告（学術・会誌・web管理）
学術大会進捗報告
- 08月12日・・・執行部会議開催：参加者 12名
委員会報告（学術・会誌・web管理）
学術大会報告
- 09月09日・・・執行部会議開催：参加者 12名
委員会報告（学術・会誌・web管理）
- 10月14日・・・執行部会議開催：参加者 9名
委員会報告（学術・会誌・web管理）
- 11月11日・・・執行部会議開催：参加者 11名
委員会報告（学術・会誌・web管理）
- 12月09日・・・執行部会議開催：参加者 11名
委員会報告（学術・会誌・web管理）
総会準備

2. 全国世話人会議（02月18日 19時30分～ web 参加者 25名）

- 2024年度事業報告：活動報告・決算報告・監査報告
2025年度事業計画：活動計画を各委員長より報告、承認

3. 日本消化器画像診断情報研究会総会

(02月25日 19時30分～ web参加者(世話人 22名・会員 8名 / 委任状 6名)

(出席参加者 30名の過半数の賛成があり、総会は成立)

2024年度事業報告：活動報告・決算報告・監査報告

2025年度事業計画：活動計画を各委員長より報告、承認

4. 第32回学術大会開催(開催日：7月12日 会場：流山生涯学習センター)

- ・大会長：安藤 健一(東京勤労者医療会 東葛病院)
- ・実行委員長：鶴沼 清仁(JCHO さいたま北部医療センター)
- ・テーマ「AI時代だからこそ行う愛のある消化管造影検査」
- ・参加者：215名

5. 学術委員会(通年；毎月第1-2週 19時～ web)

- ・執行部会議への参加・活動報告
- ・2025年度セミナー開催(12月19日 参加者54名)
「第32回学術大会 vs 読影review」
「症例検討」

6. 会誌委員会(通年；毎月第1-2週 19時～ web)

- ・執行部会議への参加・活動報告
- ・第64号第2巻発行(1月)
- ・第65号第1巻発行(6月)
- ・第65号第2巻発行(12月)

7. Webシステム管理委員会(通年；毎月第1週 水曜日19時～ web)

- ・執行部会議への参加・活動報告
- ・HPの更新(毎月)
- ・HPのリニューアル(9月)
- ・Peatixでの会費納入のイベント立ち上げ(年3回)
- ・Zoomでのmeeting・webinar等の設定(イベント毎)

日本消化器画像診断情報研究会 2026年度 事業計画案

・執行部会議

毎月1回開催（第2火曜日 19時30分～ web） 12回

- ・委員会報告（学術・会誌・web管理）
- ・その他

・全国世話人会議

年1回開催（2026年2月19日開催）

・総会

年1回開催（2026年2月26日開催）

・会誌委員会

- ・定例会（毎月1回 web）12回
- ・執行部会議への参加・活動報告（代表者）
- ・会誌67号 vol.38の発刊
会誌の構成（案）
 - ・上部消化管関連
 - ・CTC関連
 - ・教育関連
 - ・セミナー関連
 - ・装置メーカー関連（複数社）
 - ・施設紹介
 - ・アンケート

・学術委員会

- ・定例会（毎月1回 web）12回
- ・執行部会議への参加・活動報告（代表者）
- ・Webセミナーの開催（2回を予定）

・Web・システム管理委員会

- ・定例会（毎月1回 web）12回
- ・執行部会議への参加・活動報告（代表者）
- ・HPの更新（毎月）
- ・Peatixでの会費納入のイベント立ち上げ（年3回程度）
- ・Zoomでのmeeting・webinar等の設定（イベント毎）

・その他

- ・学術大会の開催

日本消化器画像診断情報研究会会則 一部改訂

2026年2月26日

新	旧	備考
<p>第一章 総則</p> <p>第1条 本会は、日本消化器画像診断情報研究会という。</p> <p>第2条 本会の事務局は、原則として会長又は事務局長の勤務する施設に置く。</p> <p>第3条 本会運営のため、全国を数ブロックに分割した地方組織を置き、それを各県又は各地区部会とすることができる。</p> <p>第二章 目的及び事業</p> <p>第4条 本会は、がん検診、消化器画像検査に関する専門的知識と技術の向上を図り、もって国民の医療保健衛生に貢献することを目的とする。</p> <p>第5条 本会は、前項の目的を達成させるために次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学術講演会・研究発表会並びに研修会などの開催。 2. がん検診、消化器画像検査の精度管理に関する調査研究。 3. がん検診、消化器画像検査に携わる診療放射線技師・賛助会員の交流並びに関連情報の交換。 4. 本会の目的に則した会誌の発行。 5. その他本会の目的達成に必要な事項。 <p>第三章 会 員</p> <p>第6条 本会の目的に賛同する診療放射線技師および賛助会員によって組織する。</p> <p>1. 入会</p> <p>入会を希望する者は、その旨を事務局に申請するものとし、事務局は、会長の入会承認を得たのち執行部会議に報告しなければ</p>	<p>第一章 総則</p> <p>第1条 本会は、日本消化器画像診断情報研究会という。</p> <p>第2条 本会の事務局は、原則として会長又は事務局長の勤務する施設に置く。</p> <p>第3条 本会運営のため、全国を数ブロックに分割した地方組織を置き、それを各県又は各地区部会とすることができる。</p> <p>第二章 目的及び事業</p> <p>第4条 本会は、がん検診、消化器画像検査に関する専門的知識と技術の向上を図り、もって国民の医療保健衛生に貢献することを目的とする。</p> <p>第5条 本会は、前項の目的を達成させるために次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学術講演会・研究発表会並びに研修会などの開催。 2. がん検診、消化器画像検査の精度管理に関する調査研究。 3. がん検診、消化器画像検査に携わる診療放射線技師・賛助会員の交流並びに関連情報の交換。 4. 本会の目的に則した会誌の発行。 5. その他本会の目的達成に必要な事項。 <p>第三章 会 員</p> <p>第6条 本会の目的に賛同する診療放射線技師・賛助会員によって組織する。</p> <p>1.</p> <p>入会を希望する者は、入会申込書を提出し、執行部会議の承認を得なければならない。</p>	<p></p> <p>変更</p> <p>追記 変更</p>

<p>ならない。</p> <p>2. 退会 会員が退会するときは、その旨を事務局に申請し、会費の滞納がないことを確認したうえで退会を認める。</p> <p>3. 名誉会員 本会の発展に寄与し、本会の目的に即した功績が顕著である個人については、全国世話人会議の決議を経て名誉会員とすることができる。 名誉会員は、会費の納入の義務を負わず、勉強会の案内および会誌を受け取ることができる。</p> <p>4. 個人賛助会員 個人賛助会員とは、診療放射線技師を除く個人会員をいう。</p> <p>5. 賛助会員（団体） 賛助会員（団体）とは、企業、病院その他の団体名をいう。</p> <p>6. 退会および除名 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会または除名とする。 （1）日本消化器画像診断情報研究会会費の4年間未納を以って退会とする。ただし、未納期間中の会費は支払うものとする。 （2）本会の名誉を傷つけ、または、本会の目的に反する行為があったときは、全国世話人会議出席者の3分の2以上の議決を経て除名することができる。</p> <p>7. 事務局は会員および名誉会員の住所が不明である場合、会誌その他の案内物の送付義務を負わない。</p>	<p>2. 会員が退会するときは、その旨を所属ブロックの代表世話人へ届けなければならない。</p> <p>3. 本会の発展、及び本会の目的に即した功績が顕著である個人に対し、全国世話人会議の決議を経て名誉会員とすることができる。</p> <p>4. 個人賛助会員は、放射線技師を除くその他の個人会員。</p> <p>5. 賛助会員は、企業、病院その他団体名の会員。</p> <p>6. 会員が次の1項に該当するときは退会とする。2項に該当するときは全国世話人会議出席者3分の2の議決を経て除名することができる。 1、日本消化器画像診断情報研究会会費の3年間未納を以って退会とする。ただし、期間中の未納金は支払うこととする。 2、本会の名誉を傷つけ、又は、本会の目的に反する行為があったとき。</p>	<p>追記 変更・追記</p> <p>追記 変更</p> <p>追記</p> <p>追記 変更 追記 変更 追記 変更</p> <p>追記</p>
---	--	--

<p>第四章 役員及び任務</p> <p>第7条 本会に次の役員を置く。</p> <p>会 長 1名 副 会 長 若干名 世 話 人 各ブロックで若干名 事務局長 1名 事務局員 若干名 会 計 若干名 監 事 若干名</p> <p>第8条 役員の仕事は次のとおりとする。</p> <p>1. 全役員 全役員は、会則第4条に基づき、これを広く普及し、本会の発展に努力すること。</p> <p>2. 会長・副会長 会長は、総会を年1回以上開催し、全国世話人会議の決定事項を報告し、承認を得なければならない。副会長は会長を補佐するものとする。 また、会長は、会務を遂行する上で検討すべき事案が発生した場合、執行部会議を招集することができる。執行部会議には会長・副会長・事務局・会計・監事・各ブロックの代表世話人・各委員会（後述）の委員長が参加すること。</p> <p>3. 世話人 世話人は、選出された各県・各ブロックにおいて会員の把握に努め、総会決定事項等が各会員に周知されるように努める。 また、各ブロックの活動を推進する目的で、ブロックごとに代表者</p>	<p>第四章 役員及び任務</p> <p>第7条 本会に次の役員を置く。</p> <p>会 長 1名 副 会 長 若干名 世 話 人 各ブロックで若干名 事務局長 1名 事務局員 若干名 会 計 2名 監 事 2名</p> <p>第8条 役員の仕事は以下の通りとする。</p> <p>1. 全役員は、会則第4条に基づき、これを広く普及し、本会の発展に努力すること。</p> <p>2. 会長・副会長 会長は、総会を年1回以上開催し、全国世話人会議の決定事項を報告し承認を得なければならない。副会長はこれを補佐するものとする。 又、会長は、会務を遂行する上で検討すべき事案が発生した場合、執行部会議を招集することができる。執行部会議には会長・副会長・事務局・会計・監事・各ブロックの代表世話人・各委員会（後述）の委員長が参加すること。</p> <p>3. 世話人 世話人は、選出された各県・各ブロックでそれぞれの会員の把握に努め、総会決定事項等が各会員に浸透するよう努めること。各ブロックの活動を推進する目的で、ブロックごとに代表</p>	<p>変更 変更</p> <p>変更 追記 改行</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更 変更</p>
---	--	---

<p>を1名選出し、執行部会議への出席を義務付ける。</p> <p>4. 事務局長・事務局員 事務局長は、会務を把握し、本会に必要な事務的業務を遂行する。事務局員は会運営に必要な会員管理・会費管理などを担当し、それぞれ責任者を事務局長が任命する。</p> <p>5. 監事 監事は、年1回以上本会の事業並びに会計を監査し、総会に報告しなければならない。</p>	<p>者を1名選出し、執行部会議への出席を義務付ける。</p> <p>4. 事務局長・事務局員 事務局長は、会務を把握し、本会に必要な事務的任務を遂行する。事務局員は会運営に必要な会員管理・会費管理などを担当し、それぞれ責任者を事務局長が任命する。</p> <p>5. 監事 監事は、年1回以上本会の事業並びに会計を監査し、総会に報告しなければならない。</p>	<p>変更</p>
<p>第9条 世話人の選出と任期 世話人は各県・ブロックごとに会員中より選出し、総会の承認を得るものとする。 任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。 任期途中の新規選任や任期中の退任案件が生じた場合は、執行部会議での協議および決定を認める。</p>	<p>第9条 世話人は各県・ブロックごとに会員中より選出し、総会の承認を得る。その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。会期中の新規世話人申請や任期中の退任案件が生じた場合は、執行部会議での協議および決定を認める。</p>	<p>追記 変更 変更</p>
<p>第10条 役員を選出 監事は全国世話人会議で選出し、会長と副会長、事務局長は世話人の中より互選により決定し、総会の承認を得るものとする。 任期は2年とし、再任を妨げない。</p>	<p>第10条 監事は全国世話人会議で選出し、会長と副会長、事務局長は世話人の中より互選により決定し、総会の承認を得る。任期は2年とし、再任を妨げない。</p>	<p>追記 変更</p>
<p>第11条 顧問 全国世話人会議の決議を経て顧問を置くことができる。</p>	<p>第11条 全国世話人会議の決議を経て顧問を置くことができる。</p>	<p>追記</p>
<p>第12条 会長・事務局長の辞任手続 任期中の会長および事務局長はいかなる理由があっても会務を遂行するものとする。 やむを得ず会務を遂行できない事態が生じた場合、副会長に速やかに報告する。</p>	<p>第12条 任期中の会長、事務局長はいかなる理由があっても会務を遂行する。やむを得ず会務を遂行できない事態が生じた場合、副会長に速やかに報告する。報告を受けた副会長は全世話人へ1週間以内に通達し、電子決裁を含め4分の3以上の賛成決議で辞任を了承</p>	<p>追記 変更 変更 変更</p>

日本消化器画像診断情報研究会会則 一部改訂

2026年2月26日

<p>副会長は報告を受けた後、1ヶ月以内に全世話人に通達し、電子決裁を含め4分の3以上の賛成決議で辞任を承認する。</p> <p>世話人内で会長、事務局長の後任候補がいる場合は、副会長は速やかに全世話人に通達し、これも電子決裁を含め4分の3以上の賛成決議で成立とする。会長、事務局長の候補がない場合は、副会長が当面の会務を代行する。</p>	<p>することとする。世話人内で会長、事務局長候補がいる場合は、副会長は速やかに全世話人に通達し、これも電子決裁を含め4分の3以上の賛成決議で成立とする。会長、事務局長の候補がない場合は、副会長が当面代行する。</p>	変更 変更 変更 変更
<p>第五章 総会全国世話人会議および委員会</p> <p>第13条 全国世話人会議は、原則として全世話人を参加対象とする。</p> <p>第14条 全国世話人会議を欠席の場合はブロック代表者または会長に決議を委任することができる。</p> <p>第15条 全国世話人会議は次の事項を審議する。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 事業計画2. 事業報告及び会計報告3. 会則の変更4. 世話人に関する事項5. 地方組織に関する事項6. その他必要と認める事項	<p>第五章 総会全国世話人会議および委員会</p> <p>第13条 全国世話人会議は、原則として全世話人を参加対象とする。</p> <p>第14条 欠席の場合はブロック代表者または会長に決議を委任することができる。</p> <p>第15条 全国世話人会議は次の事項を審議する。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 事業計画2. 事業報告及び会計報告3. 会則の変更4. 世話人に関する事項5. 地方組織に関する事項6. その他必要と認める事項	追記 追記
<p>第16条 開催</p> <p>総会および全国世話人会議は会長が招集し、年1回以上開催する。</p> <p>第17条 総会の決議は出席会員の過半数によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 決議の方法は総会での対面形式を原則とするが、オンライン決議または書面決議の採用も可能とする。2. 決議方法を変更する場合は、全国世話人会議で検討し、出席者	<p>第16条</p> <p>総会および全国世話人会議は会長が招集し、年1回以上開催する。</p> <p>第17条 総会の決議は出席会員の過半数によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 決議の方法は総会での対面形式を原則とするが、オンライン決議や書面決議の採用も可能とする。2. 決議方法を変更する場合は、全国世話人会議で検討し、出	追記 変更

<p>の過半数の賛成決議で成立とする。</p> <p>第18条 会運営を具体的に推進する機関として委員会を設置する。詳細は次章に規定する。</p> <p>第六章 委員会</p> <p>第19条 会の活動を維持・推進する目的で、以下の委員会を設置する。</p> <p>学術委員会………大会・セミナーの企画・検討 会誌委員会………会誌の企画・編集・発行 Web・システム管理委員会………会の活動を補助するためのデジタルツールの活用・管理</p> <p>第20条 委員会の構成員は原則として世話人が就任し、自薦および他薦により会長もしくは事務局長に申請する。</p> <p>第21条 委員就任への可否は執行部会議で決定し、申請を受けた会長もしくは事務局長が会議を開催する。</p> <p>第22条 各委員会で委員長を選任し、委員会の開催、検討すべき事案の協議を行う。</p> <p>また、必要と委員長が判断した場合、副委員長を置くことができる。</p> <p>第23条 委員の任期は2年とし、再選を妨げない。</p> <p>就任時期は会の役員と同じとするが、必要に応じ中途での就任を認める。</p> <p>第24条 委員会は必要に応じて会議を開催し、検討内容を会長および事務局長に報告する。</p> <p>会議には三役から1名の参加を義務付ける。</p> <p>協議が必要な案件は執行部会議に提出し、委員長が会議参加者に説明する。</p>	<p>席者の過半数の賛成決議で成立とする。</p> <p>第18条 会運営を具体的に推進する機関として委員会を設置する。詳細は次章に規定する。</p> <p>第六章 委員会</p> <p>第19条 会の活動を維持・推進する目的で、以下の委員会を設置する。</p> <p>学術委員会………大会・セミナーの企画・検討 会誌委員会………会誌の企画・編集・発行 Web・システム管理委員会………会の活動を補助するためのデジタルツールの活用・管理</p> <p>第20条 委員会の構成員は原則として世話人が就任し、自薦および他薦により会長もしくは事務局長に申請する。</p> <p>第21条 委員就任への可否は執行部会議で決定し、申請を受けた会長もしくは事務局長が会議を開催する。</p> <p>第22条 各委員会で委員長と副委員長を選任し、委員会の開催、検討すべき事案の協議を行う。</p> <p>第23条 委員の任期は2年とし、再選を妨げない。委員の就任時期は会の役員と同じとするが、必要に応じ中途での就任も可能とする。</p> <p>第24条 委員会は必要に応じて会議を開催し、検討内容を会長および事務局長に報告する。会議には三役から1名の参加を義務付ける。協議が必要な案件は執行部会議に提出し、委員長が会議参加者に説明する。</p>	<p>削除</p> <p>追記</p> <p>変更</p>
--	---	-------------------------------

<p>第七章 財 務</p> <p>第 25 条 本会の運営は、会費、賛助会費、助成金、寄付その他の収入をもって充てる。</p> <p>第 26 条 本会の会費は下記の通りとし、会費納入期限は原則当該年度 6 月末日とする。</p> <table border="0"> <tr> <td>会 費</td> <td>年額 3,000 円</td> </tr> <tr> <td>個人賛助会員</td> <td>年額 3,000 円</td> </tr> <tr> <td>賛 助 会 員</td> <td>年額 10,000 円</td> </tr> <tr> <td>名 誉 会 員</td> <td>年会費免除</td> </tr> </table> <p>第 26 条 予算</p> <p>本会の事業運営における予算計画は、年度ごとに会長および会計担当が作成し、第 15 条の全国世話人会議で審議し、総会の承認をもって決定する。</p> <p>会運営に関する諸経費については、細則として別に定めることとする。</p> <p>第 27 条 会計年度</p> <p>本会の会計年度は総会開催年度 1 月 1 日に始まり、同年 12 月 31 日に終わる。</p> <p>附 則</p> <p>第29条 この規約は令和 8 年 2 月 26 日より改正施行する。</p>	会 費	年額 3,000 円	個人賛助会員	年額 3,000 円	賛 助 会 員	年額 10,000 円	名 誉 会 員	年会費免除	<p>第七章 財 務</p> <p>第 25 条 本会の運営は、会費、賛助会費、助成金、寄付その他の収入をもって当てる。</p> <p>第26条 本会の会費は下記の通りとし、会費納入期限は原則当該年度 6 月末日とする。</p> <table border="0"> <tr> <td>会 費</td> <td>年額 3,000 円</td> </tr> <tr> <td>個人賛助会員</td> <td>年額 3,000 円</td> </tr> <tr> <td>賛 助 会 員</td> <td>年額 10,000 円</td> </tr> <tr> <td>名 誉 会 員</td> <td>年会費免除</td> </tr> </table> <p>第 26 条</p> <p>本会の事業運営における予算計画は、年度ごとに会長および会計担当が作成し、第 15 条の全国世話人会議で審議し、総会の承認をもって決定する。</p> <p>会運営に関する諸経費については、細則として別に定めることとする。</p> <p>第 27 条</p> <p>本会の会計年度は総会開催年度 1 月 1 日に始まり、同年 12 月 31 日に終わる。</p> <p>附 則</p> <p>第29条 この規約は令和 7 年 2 月 27 日より改正施行する。</p>	会 費	年額 3,000 円	個人賛助会員	年額 3,000 円	賛 助 会 員	年額 10,000 円	名 誉 会 員	年会費免除	<p>変更</p> <p>追記</p> <p>追記</p> <p>変更</p>
会 費	年額 3,000 円																	
個人賛助会員	年額 3,000 円																	
賛 助 会 員	年額 10,000 円																	
名 誉 会 員	年会費免除																	
会 費	年額 3,000 円																	
個人賛助会員	年額 3,000 円																	
賛 助 会 員	年額 10,000 円																	
名 誉 会 員	年会費免除																	